資料１

地方公共団体情報システムの標準化及び非機能要件の標準の概要

令和7年2月

デジタル庁

地方公共団体情報システムの標準化の概要

これまでの取組・現状

○ **地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズ**により、
・維持管理や制度改正時の改修等において、**地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい**
・情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
・**住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**　　等の課題が発生。

○ このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」**（令和３年法律第40号）が成立。

※ ２０業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

○ 標準化の取組により、**人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供**や**地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力**できるようにするとともに、**オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。**

○ 原則、**令和７年度（2025年度）**※までに、**標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。**

※ 標準化基本方針（閣議決定）において期限を設定

情報システムの標準化イメージ

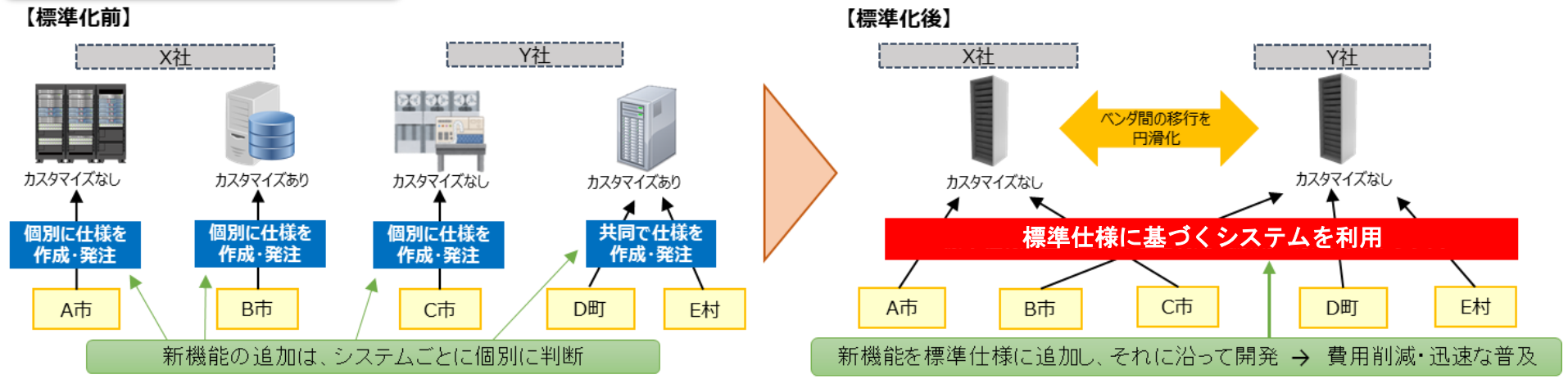

標準化対象事務に係る標準仕様書一覧

業務	仕様書	所管府省
児童手当	児童手当システム標準仕様書	こども家庭庁
児童扶養手当	児童扶養手当システム標準仕様書	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援システム標準仕様書	
住民基本台帳	住民記録システム標準仕様書	総務省
戸籍の附票	戸籍附票システム標準仕様書	
印鑑登録	印鑑登録システム標準仕様書	
選挙人名簿管理	選挙人名簿管理システム標準仕様書	
固定資産税 個人住民税 法人住民税 軽自動車税	税務システム標準仕様書	
戸籍	戸籍情報システム標準仕様書	法務省
	火葬等許可事務システム標準仕様書	厚生労働省
	人口動態調査事務システム標準仕様書	

業務	仕様書名	所管府省
就学	就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書	文部科学省
	就学事務システム（就学援助）標準仕様書	
健康管理	健康管理システム標準仕様書	厚生労働省
障害者福祉	障害者福祉システム標準仕様書	
介護保険	介護保険システム標準仕様書	
国民健康保険	国民健康保険システム標準仕様書	
	特定健診等システム標準仕様書	
後期高齢者医療	後期高齢支援システム標準仕様書	
国民年金	国民年金システム標準仕様書	
生活保護	生活保護システム標準仕様書	
共通事項	データ要件・連携要件標準仕様書	デジタル庁・総務省
	共通機能標準仕様書	
	地方公共団体情報システム非機能要件の標準	

「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」のあらまし

○　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条に基づき、デジタル庁及び総務省は、いわゆる非機能要件（サイバーセキュリティに係る事項その他の各地方公共団体情報システムに共通する事項）について標準化のため必要な基準を定めなければならないとされている。

○　「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」（以下「非機能要件の標準」という。）は、デジタル庁及び総務省が令和２年９月に策定・公表したもの。

○　その後、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、デジタル庁が実施したガバメントクラウド先行事業での検証結果を踏まえて、必要な拡充等を実施することとし、令和４年８月に第1.1版に改定・公表している。

時期	非機能要件の標準の改定経緯について
R1.8～	自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）・分科会にて非機能要件の検討開始
R2.5	自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）（第3回）にて非機能要件の標準（案）を検討
R2.9	非機能要件の標準（第1.0版）を策定・公表
R4.7	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会(第5回)において、非機能要件の標準の改定案についてデジタル庁から説明
R4.8	非機能要件の標準を第1.1版に改定・公表

※策定・改定前には自治体等への意見照会を実施

非機能要件の標準の法令上の位置づけ

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（抄）

第五条　政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　**基本方針には、次に掲げる事項を定めるもの**とする。
一・二　（略）
三　各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項
イ　電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項
ロ　**サイバーセキュリティに係る事項**
ハ　クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項
ニ　**イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項**
（後略）

第七条　内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
２　内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
３　内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用）
第八条　地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。
２　（略）

●地方公共団体情報システム標準化基本方針（抄）

4.2 サイバーセキュリティ等に係る事項（標準化法第５条第２項第３号ロ～ニ）
○ サイバーセキュリティ等に関する標準化基準として、**標準準拠システムのセキュリティ、可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、システム環境・エコロジーに係る機能要件以外の要件（非機能要件）について、指標、選択レベル及び選択時の条件の標準を定める。**
（後略）

非機能要件の標準の内容

○ 「非機能要件の標準」は、「非機能要求グレード（地方公共団体版）」（平成26年3月・JLIS作成（※））において、業務・システムの分類「グループ②」として示された要求グレードのうち、クラウド調達時の扱いが「○：クラウドの対象と成り得る項目」とされている項目を中心に、必要と考えられる項目の「選択レベル」を基準として、最新の状況等を鑑み修正・追加をしたもの。

※IPAが作成した「非機能要求グレード2013年4月版」を基に、JLISが、地方公共団体において業務システムを調達する際に、業務システムに共通する非機能要件として一部を改変したもの。

○ 具体的には、基幹業務システムの可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジーに係る、機能要件以外の要件について規定している。

項番	大項目	中項目	メトリクス（指標）	メトリクス説明	クラウド調達時の扱い[1]	利用ガイドの解説[2]	選択レベル		選択時の条件	レベル								備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと
										－	*	0	1	2	3	4	5	
A.3.1.1	可用性	災害対策	復旧方針	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害時の業務継続性を満たすための代替の機器として、どこに何が必要かを決める。	○	P48	2	同一の構成で情報システムを再構築	災害発生後に調達したハードウェア等を使用し、同一の構成で情報システムを再構築することを想定 [+] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧しない	限定された構成で情報システムを再構築	同一の構成で情報システムを再構築	限定された構成をDRサイトで構築	同一の構成をDRサイトで構築		【レベル】 レベル1及び3の限定された構成とは、復旧する目標に応じて必要となる構成（例えば、冗長化の構成は省くなど）を意味する。 【注意事項】 データセンター等の庁舎外にサーバを設置する場合は、庁舎がDRサイトの位置づけとなる場合もある。 DR（Disaster Recovery）サイトとは、災害などで業務の続行が不可能になった際に、緊急の代替拠点として使用する施設や設備のこと。
A.3.2.1	可用性	災害対策	保管場所分散度（外部保管データ）	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管する。	○		2	1ヶ所（遠隔地）	遠隔地1ヶ所 [+] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	1ヶ所（近隣の別な建物）	1ヶ所（遠隔地）	2ヶ所（近隣の別な建物と遠隔地）	2ヶ所（遠隔地）		【注意事項】 ここで遠隔地とは、主系サーバ等の設置場所と同時被災の恐れがない遠隔地であり、庁舎等の利用場所から見ての遠隔地では無い。 A.3.2.2（保管方法（外部保管データ））と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。
A.3.2.2	可用性	災害対策	保管方法（外部保管データ）	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するための方法。	○	P49	2	ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む	A.3.2.1と同じ拠点へのリモートバックアップを想定。 [−]媒体での外部保管のみによる運用を許容できる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	媒体による外部保管のみ	ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む				【注意事項】 A.3.2.1（保管場所分散度（外部保管データ））と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。

デジタル庁